

グループホームサンライフ西庄（介護予防認知症対応型共同生活介護）

運営規程

第1章 総則

[目的及び事業方針]

第1条 第1条 この規程は、社会福祉法人ささゆり会が設置運営する介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は要支援2状態の入居者（以下「入居者」という。）がその協同生活を営む住居（以下「共同生活住居」という）において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- (1) 入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

[事業所の名称]

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 グループホームサンライフ西庄
所在地 姫路市西庄甲 87 番地 1

[利用定員]

第3条 利用定員は、1ユニット9名とし合計2ユニット18名とする。

第2章 職員及び職務内容

[職員の区分及び職務内容]

第4条 事業所に次の職員を置く。

管理者	1ユニット	1名	2ユニット	1名
計画作成担当者（うち介護支援専門員1名）	1ユニット	1名	2ユニット	1名
介護従業者	1ユニット	4名以上	2ユニット	4名以上

- (2) 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又は、その他の職員を置くことができる。

(3) 職務内容

- 1) 管理者 共同生活住居と従業員の管理を一元的に行う
- 2) 計画作成担当者 認知症対応型共同生活介護計画の作成業務を行う
- 3) 介護従業者 入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する

第3章 入居者に対する指定介護予防認知症対応共同生活介護及びその他のサービス内容、利用料及びその他の費用

[指定介護予防認知症対応共同生活介護及びその他のサービス内容]

第5条 介護予防の提供に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行うよう努める。

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄、着替え等その他の日常生活上の世話を心身の状況をふまえ、適切に行う。

入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と従業者が共同で行うよう努める。

事業者は、入居者の趣味、嗜好に応じた活動の支援に努める。

事業者は日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について、入居者及びその家族が行うことが困難な場合は、入居者の同意の下でその代行事務等を行う。

事業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

事業者は入居者の介護予防認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、必要に応じ、医師及び看護婦の指示を受け、検査等実施し、適切な措置を講ずるとともにその記

録を整備しておく。

[利用料及びその他の費用の受領]

第6条 事業者は法定代理受領サービスたる指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、入居者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（法定代理受領サービスである場合を除く）を提供した際に支払いを受ける利用料の額が生じないように設定する。

- (2) 事業者は、前二項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

1) 居住費（別に定める重要事項説明書に記載する金額）

2) 食材料費代（別に定める重要事項説明書に記載する金額）

3) 理美容代、その他介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用

4) 事業者は前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は、その家族に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする

第4章 運営に関する事項

[入退居]

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって介護予防認知症の状態にあるもの（当該介護予防認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該介護予防認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の介護予防認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く、以下同じ）のうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- (2) 事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が介護予防認知症の状態にある者であることを確認する。また、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- (3) 事業者は、入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえた上で退居後の生活環境や介護予防の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- (4) 事業者は、入居者の退居に際しては、入居者又は、その家族に対し、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供並びに保健、医療、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (5) 事業者は、入居者の被保険者証の備考欄に入居及び退居の年月日並びに入居している共同生活住居の名称を記載する。

[介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針]

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、入居者の介護予防認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

共同生活住居における従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって入居者本人や他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い常にその改善を図るよう努める。

[介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成]

第9条 計画作成担当者は、居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービスの提供に当たる他の従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、入居者又は、そ（2）認知症

対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族の同意を得た上で、当該計画を入居者へ交付しなければならない。

[管理者による管理]

第10条 管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただしこれらの事業所又は施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合には、この限りではない。

[勤務体制の確保等]

第11条 事業者は、入居者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。
従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を努めて確保する。

[定員の遵守]

第12条 事業者は、指定を受けた入居者定員及び居室の定員を超えて入居させない。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

[居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止]

第13条 事業者は、居宅介護支援を行う事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該介護予防共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。
(2) 事業者は、居宅介護支援を行う事業者又はその従業者から、当該介護予防共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受しない。

[人権の擁護及び虐待の防止のための措置]

第14条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
(2) 成年後見制度の利用支援。
(3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(4) 虐待防止のための指針を整備する。
(5) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
(6) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
(2) 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
(1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。

- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。

(3) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居を発見した場合、速やかに、これを市に通報するものとする。

[身体的拘束等]

第 15 条 施設は、入居者の身体的拘束は行わない。万一、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「入居者の身体的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

[褥瘡対策等]

第 16 条 施設は、お客様に対し、良質なサービスを提供する取組の一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

[記録の整備]

第 17 条 事業者は、入居者に対する介護予防指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防指定認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市長村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容記録
- (5) 事故の状況及び事故に察して採った処置についての記録

第 5 章 緊急時における対応方法

[緊急時における対応]

第 18 条 現に介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

[事故発生時の対応]

第 19 条 入居者に対する介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、除者、当該入居者の家族、当該入居者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要

な措置を講じる。

(2) 事故再発防止のため必要な措置を検討し実施する。

(3) 入居者に対する介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は 損害賠償を速やかに行う。

第 6 章 非常災害対策

[非常災害対策]

第 20 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

。

第 7 章 その他運営に関する事項

[衛生管理等]

第 21 条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

[サービスの質評価の公表]

第 22 条 事業者は、サービスの質の自己評価を行い、外部評価もしくは運営推進会議による評価のいずれかの評価を受けて、その結果を公表しなければならないこととする。

[地域との連携等]

第 23 条 事業者は、指定介護予防認知症対応型協同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議に評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
- 3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に関して、姫路市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その

他の姫路市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

〔ハラスメント対策〕

第24条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(2) ハラスメント防止のための指針を策定する。

(3) ハラスメント相談窓口の設置

(4) 事業所は、ハラスメントの防止のため、指針の周知徹底と事案が発生した際の原因と再発防止など、適切な再発防止策を講じるものとする。

付則 1.この規程は、平成30年10月1日から施行する。
2.この規定は、令和6年4月1日から改定する。